

指 摘 事 項 ・ 指 導 事 項 の 状 況
（ 個 別 内 容 ）

第1 普通会計

1 収入に関すること

項目	内容
(1)収入未済に関すること	収入未済の収入確保に努めるもの ・ 住宅貸付料 ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金 ・ 生活保護費戻入金 ・ 県税 ・ 児童福祉施設入所措置費負担金 ・ 子ども療育センター利用料金 ・ 看護職員修学資金貸付金償還金 ・ 児童扶養手当返還金 ・ 林業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 ・ 住宅貸付損害金 ・ 奨学資金貸付金償還金 ・ 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金 ・ 放置違反金 ・ 延滞金(放置違反金に伴うもの)
(2)債権管理に関すること	適切な債権管理が望まれるもの ・ 損害弁償金 ・ 非常勤嘱託職員報酬返納金 ・ 前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの) ・ 河川不法投棄処分費負担金 ・ 生活安定資金貸付金償還金 ・ 延滞金(看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの) ・ 違約金(貸付金償還金に伴うもの) ・ 違約金(電気調達契約に伴うもの) ・ 心身障害者扶養共済年金過払金 ・ 企業立地促進事業費補助金返還金 ・ 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金 ・ 賠償金(公用車事故に伴うもの) ・ 食卵委託販売契約に係る生産物売払収入

項目	内容
(3)契約に関すること	<p>ア 契約の決定・締結に適正を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札(契約)保証金免除申請に対する決定についての意思決定がなかったもの ・ 入札参加申込について、提出が必要な書類がないにもかかわらず、適正な申込みとして受付けていたもの ・ 契約書に仕様書を添付していなかったもの ・ 仕様書について、同一の条件を記載すべき複数の箇所において記載内容が異っていたもの <p>イ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書の定めによる実績報告書を提出させていなかったもの ・ 飲料用自動販売機設置に係る賃貸借契約について、契約書の定めによる商品の入替時の届出書の提出をさせていなかったもの ・ 飲料用自動販売機設置に係る賃貸借契約について、契約書の定めによる販売品一覧表の提出をさせていなかったもの
(4)収納事務に関すること	<p>ア 書き損じをした現金領収書について、適切な取扱いをしていなかったもの</p> <p>イ 生産報告、生産品受払簿の整理がされていなかったもの</p> <p>ウ 生産品の受払通知等をしていなかったもの</p> <p>エ 生産品について、分割して引渡したにもかかわらず、生産品受払簿に一度に引き渡した記帳をしていたもの</p> <p>オ 申請書等の書面と収入証紙の彩紋にかけての検印がなかったもの</p> <p>カ 証紙収納簿の月計累計欄に検印がなかったもの</p> <p>キ 証紙収納簿の取扱者印及び係印がなかったもの</p> <p>ク 占用料について、端数処理誤りにより過徴収となっていたもの</p> <p>ケ 占用料について、調定不足となっていたもの</p> <p>コ 占用料について、未調定となっていたもの</p> <p>サ 証紙収納事務の取扱いについて、納付済みの入学選考料は返還しないにもかかわらず、収入証紙が貼付された願書を本人に返還し、証紙収納簿に減額記帳していたもの</p> <p>シ 入居している団体が負担する光熱水費等の負担割合について、「光熱水費等負担額算定基準」どおり決定していなかったもの</p> <p>ス 給与資金前渡担任者口座について、過去からの繰越金が未処理のまま放置されていたもの</p>

2 支出に関すること

項目	内容
(1)契約に関すること	<p>ア 予定価格等の設定に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛県会計規則第133条に基づく予定価格を定めていなかったもの ・ 予定価格の算定根拠が不明確になっていたもの <p>イ 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の承諾がないまま業務の一部が再委託されていたもの ・ 愛媛県会計規則第151条に基づく請書等を徴していなかったもの ・ 契約書に仕様書が添付されていないなかったもの ・ 工事で発注した産業廃棄物処分業務委託契約について、契約書に契約単価を記載していなかったもの <p>ウ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第234条の2第1項に基づく完了確認をしていなかったもの ・ 愛媛県会計規則第162条に基づく履行の終了通知を提出させていなかったもの ・ 愛媛県会計規則第164条に基づく検査調書を作成していなかったもの ・ 契約書に定める書面による通知を提出させていなかったもの ・ 検査実施者が、契約担当者と同一職員等であったもの ・ 契約書における仕様と適合するのか確認が行われていなかったにもかかわらず、適正に業務を行っていたとしていたもの ・ 用地補償費について、電気設備の移転補償をしていたが、撤去されていないなかったもの ・ 工事で発生した産業廃棄物の処理に関する報告を請負者にさせておらず、処理状況を確認していなかったもの
(2)給与に関すること	<p>ア 扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養手当について、認定後に別居親族への送金状況等の事実の証明が不十分であったもの <p>イ 住居手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居手当認定の手続きをすることなく減額していたもの ・ 職員の給与に関する条例第9条の5第1項に規定する最低家賃月額を下回る期間限定家賃(契約書や重要事項説明書の特約条項)を見落としていたため、過支給となっていたもの ・ 認定・確認簿に所属長印と担当者確認印を押印していなかったもの ・ 認定簿に記載された額に誤りがあったもの ・ 人事給与基本通知書への記入誤りにより支給不足となっていたもの ・ 常勤講師を再度採用した際に必要な認定をしていなかったもの

項目	内容
(2) 給与に関すること(続き)	<p>ウ 通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路利用分の算定において、算出方法(ETCマイレージ割引率)の誤りにより、支給不足となっていたもの ・ 支給期間の認定誤りにより、支給不足となっていたもの ・ 人事給与基本通知書への記入誤りにより過誤となっていたもの ・ 認定・確認簿に担当者確認印を押印していなかったもの ・ 通勤経路略図が添付されていなかったもの ・ 一般に利用しうる最短の経路で認定していなかったもの ・ 往路と復路で通勤経路が異なる場合の認定は平均距離とすべきところ、最短距離で認定していたもの ・ 認定・確認簿に担当者確認印を押印していなかったもの
	<p>エ 超過勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「旅行中の移動時間に対する超過勤務手当支給に係る運用基準」(平成17年12月1日付け17人事第324号)の要件を満たす移動時間を超過勤務命令時間に含めていなかったため支給不足となっていたもの ・ 同一週を超えた週休日の振替、又は週休日の振替に伴う適用単価の誤りにより過誤が生じていたもの ・ 同一週を超えた週休日の振替、又は週休日の振替に伴う勤務時間の認識誤りにより過誤が生じていたもの ・ 実績給与基本通知書への記入誤りにより過支給が生じていたもの ・ 超過勤務時間の集計誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの ・ 超過勤務手当の適用単価誤りにより支給額に過誤が生じたもの ・ 休日給について、週休日の振替を行ったが、休日の代休日の指定を行っていないため、支給額に過誤が生じたもの ・ 命令簿に従事者、命令者及び確認者の押印がなかったもの
	<p>オ 特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務従事簿と出張復命書等において従事時間が突合しないなど、支給の適否が不明確となっていたもの ・ 支給要件の認定誤りにより、過支給となっていたもの ・ 特殊勤務日数の集計誤りにより、支給不足となっていたもの ・ 業務従事簿の記載誤りにより支給額に過誤が生じていたもの
	<p>カ 現金支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精算手続をしていなかったもの ・ 給与明細表への受領印がなかったもの
	<p>キ 管理職特別勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請漏れにより、支給不足となっていたもの
	<p>ク 児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電算入力の不備により過支給となっていたもの

項目	内容
(3) 工事に関する事	<p>ア 施工管理に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全てが県内下請業者の場合は評価を1ランク上げる必要があったにもかかわらず、誤った工事成績評定をしていたもの ・ 旧様式を使用したため、誤った工事成績評定をしていたもの ・ 施工状況等が確認できる写真撮影記録等がなく、請負者における施工管理が行われていなかったもの ・ 工事看板について、工期延期されていたにもかかわらず、工事看板の修正がされていなかったもの
	<p>イ 設計積算に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事設計数量や単価の積算誤りにより、工事原価に過誤が生じたもの ・ 石積を施工する際の胴込コンクリートの計上漏れにより、工事原価に過誤が生じたもの
	<p>ウ 請負契約に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初設計金額が100万円を超えているにもかかわらず、契約保証金を免除していたもの ・ 工事請負契約書(変更契約書を含む)に図書の添付がなかったもの ・ 下請施工されていたにもかかわらず、契約書に定める下請通知を提出させていなかったもの ・ 下請負を締結した場合における施工体制台帳及び施工体系図を請負者から提出させていなかったもの ・ 下請施工において、請負代金額の2分の1以上の額に係る工事を一の下請人に請け負わせていたにもかかわらず、発注者の承認を受けていなかったもの ・ 変更契約に係る契約図書について、人件費の人役が記載された変更設計書を添付していたもの
(4) 旅費に関する事	<p>ア 航空機(出張パックを含む。)を自己手配した場合又は実費調整した場合の領収書等を所属で確認、保管していなかったもの(一部の機関においては、このことに伴う精算誤りにより過誤が発生)</p>
	<p>イ 旅行命令簿の記載内容誤りにより、支給不足となっていたもの</p>
	<p>ウ 日当等の調整誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの</p>
	<p>エ 私事旅行を伴う旅行について、書面による私事旅行実施申立書を徴していなかったもの</p>
	<p>オ 公用車による行程距離200キロメートルを超える場合の日当(昼食代等相当額)が旅費システムへの未入力により、支給不足となっていたもの</p>
(5) 補助事業に関する事	<p>ア 実施要領に基づく基準の算定を誤ったため、補助金が過大に交付されていたもの</p>
	<p>イ 事業主体からの変更承認申請(事業の繰越)に対し、県費の繰越承認通知日以前に指令を行っていたもの</p>
	<p>ウ 指令書に条件として付していた、同補助金交付要綱に定める着手届の提出がなかったもの</p>
(6) 支払に関する事	<p>ア 外部指導者の活用指針において作成することとされている指導実績簿を作成しておらず、指導実績を証明できる書類を整備保管していなかったもの</p>
	<p>イ 外部講師に対する報償費について、予定していた単価の適用を誤ったため、支給不足となっていたもの</p>
	<p>ウ 特別支援教育就学奨励費について、領収書の日付が支給対象年度外で発行者名がなかったもの</p>

3 その他

項目	内容
(1) 物品財産に関する事	<p>ア 郵便切手・はがきの管理に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切手の実数と受払簿上の残数が一致しなかったもの ・ 受払簿に物品出納者印を押印していなかったもの
(2) 事故に関する事	<p>ア 公用車の運転中において、職員の不注意により人的・物損事故が生じていたもの</p> <p>イ 愛媛県会計規則第233条に基づく事故報告を行っていないもの</p> <p>ウ 日常点検整備実施要領に基づく公用車の適正な運用管理の徹底がされていないもの</p>
(3) その他	<p>ア 許認可等事務に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用許可条件としている工事着手及び完了等における届出をさせていなかったものや遅延していたもの(占用期間の遅延を見落とし変更申請させていなかったものを含む) ・ 占用許可について、完了検査を行っていないもの ・ 占用許可について、完了届の提出が完了日前であったもの ・ 占用許可について、完了届の提出が完了日前であったことから、工事完了日を訂正し受理していたもの <p>イ 文書の管理等に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証紙収納事務について、文書システムへの登録、申請書余白への添付物品の種類や数量等の記載を行っていないもの ・ 起案について、「施行年月日」、「発送年月日」の記載及び発送者印がなかったもの ・ 起案について、決裁権者欄を前任者の押印を二重線で訂正するなど、物品購入伺や検収等が年度内に行われたか不明確となっていたもの ・ 收受文書への受付印がなかったもの <p>ウ 就業規程・勤務条件・服务等に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務出張にあわせて行った私事旅行について、取得すべき休暇の取扱いを誤っていたもの ・ 所属長の決定を得ないまま振替休を取っていたもの ・ 振替簿への記載をせず勤務日の振替をしていたもの ・ 週休日に移動のみ行った時間について、誤って勤務時間の振替をしていたもの ・ 休暇取得時の休暇簿への記載がなかったもの <p>エ 組織運営その他に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計の健全な運営に向けて、より一層の努力が望まれるもの ・ 軽油引取税の免税証の交付の基準である標準所要数量を定めていなかったもの ・ 教職員住宅の管理について、規程に基づき適正に管理がされていないもの ・ 非常勤嘱託の通勤費用について、支給基礎額の決定をしていなかったもの ・ ホームページについて、リンク切れ等が生じていたもの

第2 企業会計

1 収入に関すること

項目	内容
(1)未収金に関すること	未収金の収入確保に努めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人医業未収金 ・ 医業外未収金 ・ 畑寺発電所発電電力の売電契約に係る未収金 ・ 工業用水道事業営業未収金

2 支出に関すること

項目	内容
(1)契約に関すること	ア 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更契約書の締結をしていなかったもの
	イ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第234条の2第1項に基づく完了確認をしていなかったもの ・ 愛媛県会計規則第162条に基づく履行の終了通知を提出させていなかったもの ・ 愛媛県会計規則第164条に基づく検査調書を作成していなかったもの
(2)工事に関すること	ア 施工管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 全てが県内下請業者の場合は評価を1ランク上げる必要があったにもかかわらず、誤った工事成績評定をしていたもの ・ 当初設計書に記載されていない土壌分析を変更契約日より前にしていたが、変更指示書で通知をしていなかったもの ・ 労働安全衛生規則に基づく墜落による労働者の危険防止措置の不備を把握していなかったため、請負業者に対する安全対策の指導・監督が十分でなかったもの
	イ 設計積算に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価の積算誤りにより、工事原価に過誤が生じたもの ・ 足場工について契約数量と実績が異なっていたが変更契約をしていなかったため、工事原価に過誤があったもの
	ウ 請負契約に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に定める変更工程表を提出させていなかったもの ・ 下請施工されたにもかかわらず、契約書に定める下請通知を提出させていなかったもの

項目	内容
(3) 給与に関する事	<p>ア 住居手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居手当認定の手続きをすることなく減額していたもの ・ 旧住居での住居手当が引き続き支給されていたため、支給額に過誤が生じたもの
	<p>イ 超過勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一週を超えた週休日の振替、又は週休日の振替に伴う勤務時間の認識誤りにより過誤が生じていたもの ・ 週休日の振替に伴う適用単価の誤りにより過誤が生じていたもの
	<p>ウ 管理職特別勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務実績簿の記入漏れにより支給不足となっていたもの
(4) 旅費に関する事	<p>ア 私事旅行に伴う交通費の実費調整誤りにより、過支給となっていたもの</p>

3 その他

項目	内容
(1) 組織・運営に関する事	<p>ア 工業用水道事業について、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組みが望まれるもの</p>
	<p>イ 病院事業について、財政健全化策に取り組んだ成果が見られるが、依然として厳しい財政状況が続いており、引き続き経営健全化と経営体質の強化への取組みが望まれるもの</p>